

近世宿駅の構造

— 日光道中、越ヶ谷宿の場合 —

越谷市郷土研究会理事

本間清利

近世宿駅の構造

— 日光道中、越ヶ谷宿の場合 —

はじめに

東海道ならびに中山道の宿駅については、すでに詳細な研究が数多く発表されて宿場の構造もかなり解明されてはいるが、日光・奥羽道の場合は研究が余り進んでいないようである。勿論、本陣・脇本陣の総建坪が当道中では最大といわれ、食売旅籠が非常な繁栄を見せて江戸時代の為政者にも注目せられていた越ヶ谷宿もその例外ではない。越ヶ谷宿は江戸より六里、日光道中第三駅の宿場であり、後でふれる如く、江戸中期に大沢町と越ヶ谷宿が一つの宿場に合併されたという特殊な事情をもつ宿場町でもある。本来はこの特殊な宿場の構造と併せ、支配者の要請に対応し、且つ支配者の保護のもとに成長発展を続けた封建都市のその故を以て明治の変革期に対応できず、大きな打撃をうけたまま急激な衰退を余儀なくされた宿場の諸矛盾を解明すべきはずであったが、断片的な資料をもってこうした事情の考察を進めていくことに不安がある。したがって、此処

本 間 清 利

では単に越ヶ谷宿の素描を紹介するにとどめた。

—

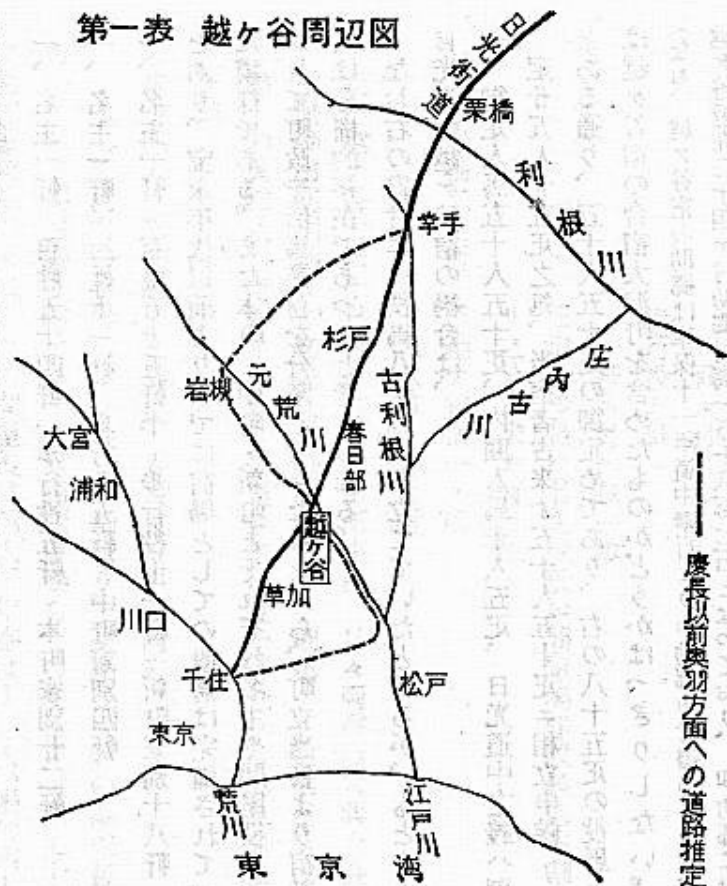
紀元前二、三世紀に東京湾が後退してつくられたといわれる沖積地帯のほぼ中央、現在の埼玉県東南部に位置する越ヶ谷がいつから集落の形態を整えたかは明らかではない。しかし、この附近には天平勝宝二年の開基といわれる大相模不動坊と貞観三年起立といわれる野島地蔵尊が存在し、また建長元年の年号をきざんだものをはじめ、鎌倉より室町時代にわたる数十基の板碑が越ヶ谷ならびに近辺の各所より発見されているところ、この地帯は比較的古い年代より水田稲作の適地として徐々に開墾されていったものと推定される。越ヶ谷もこうして稲作に定着していった人々のつくった集落群の一つであったと思われる。また越ヶ谷は嘉吉二年起立の市神棟札に越ヶ谷村の名が記されてあったといわれ、古来より開かれていたと考えられる市の日が二、七の六斎市になったのは文禄年間ともい

わかれて交通上・交易上の要地でもあったことは充分考えられる。それがやがて奥羽道に宿駅が定められた時にその宿場の一つとして成立することになったものである。

慶長七年東海道に次いで中山道にも伝馬制が布かれたといわれるが、同年奥羽道中宇都宮町に地子の免除があり、また当時の岩槻城主高力河内守によって春日部新宿が開かれていることなどから、このころ奥州道中にも伝馬制が布かれたか、あるいはその準備がなされつつあったものと思われる。そして距離的な面からも当初より千住、越ヶ谷、春日部という宿駅の存在は考えられる。というのは慶長十一年草加(当時、宿榎葉村外数ヶ村)の郷士大川図書が幕府に訴願して道路建設の許可をうけ、沼沢地や湿地を開拓してほぼ現在の国道四号線(日光街道)を千住より草加に通じさせ、さらに越ヶ谷周辺まで開通させる基礎をつくった。これによって旧荒川の自然堤防伝いに沿ったそれまでの奥羽方面への道、千住―越ヶ谷間は大きく模様替となる。次いで寛永七年千住―越ヶ谷の中間宿として草加宿が初めて成立したという事情による。

なお、慶長以前の越ヶ谷―幸手間の奥羽方面への道路も現在の日光街道とはまた異なり、旧荒川の堤防上を越ヶ谷よりそのまま大きく迂回して岩槻を通り、それより幸手に出たものと思われるが、慶長七年春日部新宿の成立は越ヶ谷より幸手に至る奥羽への道の直線的な模様替をも意味する。とすれば模様替になった直道の起点ともいべき越ヶ谷の対岸大沢村は後年越ヶ谷・大沢が併合されて越ヶ谷宿と唱えられるようになるが、当然この時点に、越ヶ谷―大沢間を流れる旧荒川に境橋が架設されておるが公的な渡ししが設けられてお

第一表 越ヶ谷周辺図



——慶長以前奥羽方面への道路推定

らねばならない。この橋の架設年代は不明であるが、明暦元年に掛替普請がなされており、少なくとも明暦以前に架橋されていたことは明らかである。なお当時の大沢は地名が示す通りの沼沢地帯で全くの未開地であったが、日光道が整備されて交通が頻繁になるにつれ近在に散居していた農民や落武者等の移住者によって正保・慶安頃までには街道沿いに町場が年成されていき、承応三年大沢町と唱えられるようになる。大沢は慶安以前は越ヶ谷助馬を勤めていたが、慶安三年六反歩の地子免許があつて越ヶ谷の合宿となった。元禄八年の検地の時、検地役人に差出した願書には、

一、大沢町地子免許之義四十六ヶ年以前慶安三寅年六反歩被下置候ニ付右株七拾二軒之者へ割合二十五歩宛頂戴仕候、尤歩行屋敷之割合不致候、然ル処近来御伝馬役多分ニ相成リ難義仕候間此度相改候事

屋敷七十九軒 内 六十八軒本軒

八軒半軒

但右株四軒

三軒歩行屋敷

右之通ニ相成申候故御勘弁奉願上候、以上

元禄八亥年九月十七日

埼玉郡大沢町

名主 弥兵衛

年寄 新兵衛

外三人様

(以下連名略)

とあり、慶長三年以来伝馬百姓七十二軒の株で伝馬役の負担をしていたが(伝馬株については後にふれる)、元禄八年伝馬役多分になった故、新たに歩行百姓を追加したものであり、地借店借の無高の住民を加えるとかんがりの町場が形成されていたと思われる。越ヶ谷の場合は宿場成立期の地子免許は明らかでないが、同じく元禄八年検地の際一町一反六畝二十歩を受けており、宝永四年関東郡代伊奈半左衛門役所へ提出された届書の覚には

一、越ヶ谷町百姓勤役引役軒数之義、宝永四年伊奈半左衛門役所より御訊有之ニ付書付差上申候

越ヶ谷宿 本百姓百二十軒半

歩行百姓二十一軒

年寄五軒 帳付三軒

馬差五軒 定使三軒

組所十一軒

合而廿七ノ軒引

合而残り九十三軒半

此所減少し、役馬八十五疋ニ相立申候

右之段御用人石円利兵衛様申上御書留ニ相成申候

右百二十軒半 小軒二十一軒

此訳ケ

一、名主一軒 百姓五十四軒 歩行役五軒 本町家別廿二軒

一、名主一軒 百姓十一軒 歩行役五軒 中町家別四軒

一、名主一軒 百姓五十五軒半 歩行役十一軒 新町家別十八軒

とあり、宝永年代以前よりすでに宿場としての機構は完備されていた模様である。また本町・中町・新町とそれぞれ名主や問屋役もおかれて町政や伝馬業務を分掌していたことから、町立当初より宿役人は分権的存在であったと考えられる。

なお右の書付には役馬八十五疋を立てていたとあるが、もともと日光道中越ヶ谷宿の場合には、

一、御定人馬五十人五十疋、内御人馬十人五疋、日光道中之義へ御

定廿五人廿五疋之処、当宿者古来々五十人五十疋ニ相立申候

とある通り、五十人五十疋の御定めであり、右の八十五疋の役馬とは越ヶ谷宿の合宿大沢町を含めたものかどうかははっきりしない。

(なお、越ヶ谷宿の助郷は享保十一年道中奉行よりの助郷申付書によると、

越ヶ谷近在二十四ヶ村助郷村高一万千八百七石となっており、加助郷にお

いては二国四郡にまたがる七十三ヶ町村に及んでいる。

ついで延享四年越ヶ谷と大沢は一つに併合されて名目は越ヶ谷宿と唱えることになり、地子一万坪の免除があった。

一、地子御免許一万坪此反別三町三反三畝一步、
内五千坪越ヶ谷、

本百姓百二十三軒半

一軒ニ付一畝七步八厘

歩行役廿五軒半

一軒ニ付十二步六厘

十歩四厘割余之義市神社人高ニ合力致置候

此訳ケ

一、二千七拾九坪 本町名主百姓之五十五軒

六拾九坪三厘 同歩 行役 五軒半

拾歩四厘 三町割除勘太夫へ遺ス

三口合二千五百拾八坪七厘

但し歩行役五軒半、地子十二歩六厘宛引役相勤候、小屋敷

無役、神主勘太夫へ十歩四厘、外裏屋敷二軒久五郎・藤左

衛門、無地子無役

一、四百五拾三坪六厘 中町名主百姓十二軒

六拾三坪 歩行役五軒

一、二千百三拾五坪七厘 新町名主百姓五拾六軒半

百八拾九坪 歩行役拾五軒

二口合二千三百廿四坪七厘

五千坪大沢町 但本百姓七十三軒

一軒ニ付二畝五分

歩行役五軒

一軒ニ付一畝一步

三畝十歩是ハ名主屋敷ニ問屋場建置候処右割余

リ之分古米ヲ貸置候

一、問屋場二ヶ所 但越ヶ谷宿一ヶ所

大沢町 一ヶ所

是ハ越ヶ谷大沢十日代リ打込勤ニ御座候、日々兩宿役人共立会、

往還御用向相勤候、勿論往還御用向之義ハ則越ヶ谷宿名目ニ而相

勤、問屋四人、年寄十一人、役料無之百姓一軒分ハ役引ニ而相勤

申候

帳役四人、馬差五人之義ハ一人ニ付役料四両宛、

こうして兩町の合併により地子の割振りや宿場役人等の編成替が

あったが、問屋場は越ヶ谷・大沢兩問屋場をそのまま存置して十日

交替で勤めることになり、問屋役は四人、年寄は十一人、帳付四人、

馬差五人という構成で伝馬継立業務をつかさどることになった。問

屋役と年寄役は役料がなく百姓役一軒分の諸役が免除されている。

馬差や帳付は年四兩の役料で雇傭されたものであるが、継立や事務

一切の練達者であった。こうして宿場の爛熟期に入るわけであるが、

ここで、宿場の成立ならびにその過程において重要な役割を果たして

きたと思われる越ヶ谷の会田家についていささかふれておきたい。

二

慶長九年、街道に沿った越ヶ谷の荒川べりに、家康の命によって

御殿が建てられた(明暦の大火によって江戸城は焼失し御殿は城内に移された)。これを越ヶ谷御殿という。この地で將軍が奥羽道より江戸へ參府の諸大名と放鷹の親睦をはかったともいわれ、越ヶ谷に御殿が選ばれたのは単なる偶然ではなく、駅場としての関係があったものと思われる。家康は勿論、秀忠、家光と三代にわたって越ヶ谷御殿へしばしば訪れていたが、その折越ヶ谷の郷士会田出羽夫妻は御目見えを賜わり懇ろにもてなされた上数々の拝領品をうけている。とくに慶長十三年御褒美畠一町歩を授かり、伊奈備前忠次よりの差添書が発せられた。

以上

急度申入候 仍其方御公方御用能々被走廻候付而 為屋敷分と畠
一町歩被下候 長ク所務可被致候 亦御用可被走廻候 右之通本
多佐渡殿も御存知之間如此候 仍如件

慶長拾三年

伊奈備前

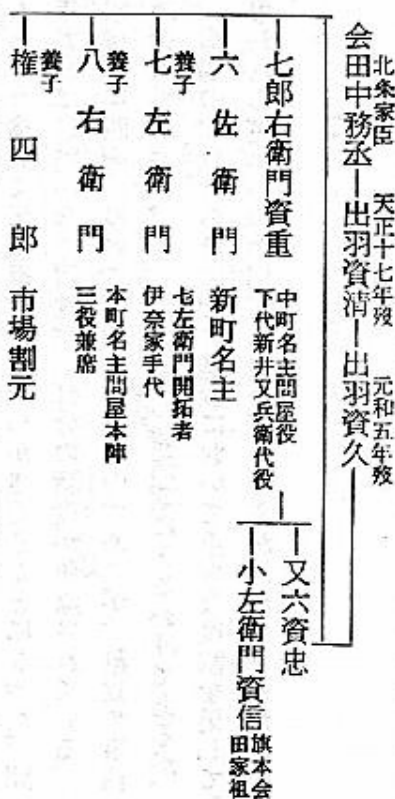
申五月十九日

忠次(花押)

会田出羽殿

その後寛永元年出羽の孫の一人小左衛門資信は家光の小姓に召出されてやがて五百石の旗本として代々大番組や代官等を歴任することになる。この会田出羽家とは小田原所領役帳に記載ある葛西領奥戸・小岩等三百三拾三貫余りを所領していた北条家の家臣会田中務丞の子孫で、出羽村・出羽堀等、出羽の名にちなんで名付けられた場所の開発者とも思われ、少なくとも会田家は越ヶ谷地付の有力な土豪であったことは論をまたない。

第二表 会田系譜抜書推定図



徳川初期の政権はこうした地付の郷士を強圧することなくむしろ懐柔策をとってその土地に対する統制力を充分利用しうまく活用していったが、幕府の基礎が固まるにつれその強力な体制の枠に組み入れていったものといわれる。事実、越ヶ谷の町立において越ヶ谷本村を本町となし新地の街並を新町と称して町割を行なった際、会田出羽持切りの場所といて、とくに本町―新町の間に中町を設けるように差直しさせたほどの実力をもった会田家も、元禄八年の検地には拝領一町歩の采配地も一般の年貢地として縄請させられ、従来よりの特権も剝奪されて平百姓として取扱われることになる。また第二表の如く、伝馬制施行後は名主・問屋等重立った宿役人の殆んどが会田家一門によって占められ宿場形成に大きな役割を果たして来たものと思われる。会田本家の中町名主問屋五郎兵衛がまず元禄後正徳の間に没落退転、本陣・名主・問屋三役兼帯の会田八右衛門家は安永年中没落退転、新町の名主会田六左衛門家も享保頃には没落した。このように重立った出羽一門の殆んどが新しく抬頭してきた農民との新旧交替が行なわれている。これは、商品経済にまきこ

まれた消費都市の特質ともいえる現象であるが、幕府の地方体制の枠からはみでて存続していた伝統的權威、これにもなつてあつた保護や特権が元禄頃までに排除・消滅されていったことにより、これにもたれかかっていた由緒ある家が権力安定による上からの圧力と、すでに成長してきた一般農民の下からのつきあげによる一斉の狭撃にあつてその没落を早めたものとも考えられる。

さらにこのようなことは大沢町の場合にも見られる。「町人役」という特殊な役名をもつた深野所左衛門家は中世以来大沢に居住して

いた旧家で、伝馬役町場月番等の諸役を免除され、質地証文や各書状にも加印する等名主同様の取扱ひを受けて我儘な所行が多かつたが、元禄の檢地において名主・組頭をはじめ役百姓が連印の願書をもつて、名主・組頭がある以上、町人役は不用のもの故取用しないようにとの訴えをおこした。その結果、町人役名は取り上げ、諸事諸役も役百姓並に勤めるようにとの達しがあつて、従来の特権は消滅し、深野家も地方体制の枠に組み入れられた。以上、町立に重要な役割をになつたと思われる中世以来の有力者は一応この時点までに伝統的權威はなくなつたと見られる。

三

次に越ヶ谷宿の本拾百についてちよつと触れることにしたい。第三表の家数の推移で氣のつくことごとく、越ヶ谷・大沢両町とも本百姓(伝馬百姓)が延享時の合併に

第三表 資料にあらわれた町場家数の推移

大沢町

慶安三年	伝馬百姓	七拾二軒
元禄八年	伝馬百姓	七拾二軒
	歩行百姓	三軒
延享四年	本百姓	七拾三軒
	歩行百姓	五軒
寛延三年	家数	三百八十三軒
	内百姓	六十三軒
	地借	三十人
	店借	二百六十二人
	寺院	三軒
	山伏	十六人
	店借道心者	六人

文化九年 家数四百六十七軒

越ヶ谷町

宝永四年	本百姓	百二十軒半
	内本町 百姓	五十四軒
	歩行役	五軒
延享四年	本百姓	百二十三軒半
	内本町 百姓	五十五軒
	歩行役	五軒半
弘化元年	家数	五百四拾二軒
	内寺	十軒
	社家	一軒
	山伏	三軒

内本町百姓四十七軒
地借店借百廿八軒

おいても七十三軒の百二十三軒半と、それぞれ慶安・宝永時の記載と余り差を見せず、本百姓は伝馬宿指定の時より株として固定されていたものと思われる。勿論、本百姓と表記されて地子を免除された伝馬役は、往還に面した屋敷にのみ課せられたものである。すなわち、

一、百姓源七を鈴木十左衛門分家之者、近来表間、口モ有之候
一、百姓加藤浅右衛門……中略……天明中ヨリ大家ニ相成リ町屋敷、モ所持……

といった表間口あるいは町屋敷が本百姓株の資格であったと思われる。しかし、表間口の屋敷が必ずしも伝馬屋敷とは限らないのは表間口の軒数が時代のさがるにしたがって拡張増加されているにかかわらず伝馬株数の増加は見られない。とにかくこの本百姓株は二分の一株、四分の一株とくに細分されて頻繁に譲渡や売買がなされており、宿場居住の資格においても重要な意味をもっていたことが推察できる。

一、……其後不如意ニ相成中古々四分一七兵エへ渡四分一源右エ門相渡今残半軒株也……

一、百姓木村七兵エを御入国以来之旧家ニテ往古相応ニ相暮シ其後退転同様之処享和寛政之間江戸親類々見立四分一株在候

一、……明和年中弟森右エ門へ四分一安永中弟横道嘉兵次へ四分一相分遣シ候、猶又享和中忠右エ門へ四分一流地致シ四人ニ而一軒所持仕候……(大沢分)

一、長右エ門屋敷之義七十年己前退転其后右地面種々人手ニ渡リ中候、今程中町麴屋市兵エ半軒大沢町木陣権右エ門半軒所持致……

一、百姓嘉平次を先祖々次右エ門名請の屋敷也今半軒甚助ニ渡ル(越ヶ谷分)

以上のように二分の一、四分の一と細分されて頻りに転移しているが、このほかにも伝馬屋敷助成金割付の控帳に

……四分一軒ニ付百二拾三文六分九厘一毛余金二朱ト百七十三文

七分五軒ニ付永四百五拾三文八分七厘六毛金一分二朱ト二百二

拾文……

と記載されてあることからして七分の五株という半端な株も存在し

ていたことがわかる。そして宿場助成として伝馬屋敷へも株数に応じて助成金が交付されていた。以上のように百姓株が細分化されて常に流動していたが、この株はまた特定の者に集中された傾向も見える。

第三表で見る通り寛延三年の大沢町百姓は六拾三軒であり、弘化元年の越ヶ谷町本町組百姓は四拾七軒であり、延享四年の大沢町百姓七十三軒と越ヶ谷町本町組百姓五十五軒の株数より減少している。前記のように一軒株が細分されて伝馬役の家数が増しているはずと思われるのに実際の百姓数は減っているということは、特定の者にこの株が集中したためであろう。試みに大沢の旧記より絵図の一部を抜書きしてみよう。(次頁参照)

上部に記された名は元禄八年検地に名請した屋敷持であり、下部に記された名は旧記が著述された文化年間現在の屋敷持であってこの間の変化を物語ってくれる。なお嘉兵エ取添とあるのは新興の家持でまだ正式な名請は認められなかったものである。

以上、この図で見るだけでも元禄時に登録された屋敷持も文化時には名義が変更されているものが多く、はげしい変転があったことが察しられるが、さらに太郎兵エや権右エ門の所有屋敷になつていくものが多いのは注目されるべきで、宿場においても階層の分化が進行していたものと見られないこともない。しかし、繰綿や木箱製造や人形造り等諸産業の萌芽はすでに見られてはいたが、これはあくまでも地貸・店貸といった高利貸資本の域を出るものでなく、商業資本・産業資本への進化促進を見ることなく明治の維新期に遭遇し、階層分化は一応停滞せられたものと解せられる。なお伝馬屋敷

三郎兵衛屋敷	安太郎 甚兵衛
兵右衛門屋敷	彦右衛門 三十郎 孫右衛門
佐兵衛分 嘉兵衛取添	権右衛門 利八
佐兵衛分 嘉兵衛工取添	権右衛門
松沢 権右衛門屋敷	橋 権右衛門
正野魚住 金右衛門屋敷 御帳付屋敷	橋 権右衛門
正野 四郎兵衛屋敷 御帳付屋敷	弥次右衛門 橋権右衛門
往還悪水落	
町中抱 完便屋敷	
町人 深野所左衛門	彦右衛門 新左衛門
利兵衛屋敷	太郎兵衛

道 光 日

吉田 孫右衛門屋敷	伊右衛門
弥市右衛門屋敷	祐 次助
兵三郎屋敷	太郎兵衛
小堤 太郎右衛門屋敷	太郎兵衛
本多 六兵衛屋敷	太郎兵衛
古米四沼道 合弘福院大門	
内藤 吉左衛門屋敷	太郎兵衛
小松屋 次左衛門屋敷	下 嘉兵衛
往還悪水落	
町人 内藤六兵衛屋敷 八左衛門 伝右衛門	下 嘉兵衛
平野 藤右衛門屋敷	下 嘉兵衛
門十郎屋敷	伊左衛門 茂左衛門

大屋敷 名主問屋 江沢太郎兵衛屋敷 衛問屋場	太郎兵衛
吉田 又兵衛屋敷	太郎兵衛
往還悪水落	
柑松 武兵衛屋敷	弥五左衛門

道 光 日

長左衛門分 嘉兵衛取添	下 嘉兵衛
正野 四郎兵衛屋敷	下 嘉兵衛
石井 伝兵衛屋敷	中 嘉兵衛
鈴木 十左衛門屋敷	彦右衛門 庄右衛門

や歩行屋敷の権利や負担ならびに宿場住人の絶対多数を占める地借店借の町内における地位や役割り等肝心な問題は何一つ解明されてはいないが、史料の制約もあり今はその余裕もない。ただ江戸中期以降急速な発展をみせた諸河川による水運が宿場に大きな影響を及ぼすようになり、その対策に苦慮していたことを簡単にながめることにする。

四

文政四年六月、日光道中千住―栗橋間七ヶ宿が、河岸場を相手に道中取締方萩野大八に訴訟書を差出した。次にその訴訟書の要約を示そう。

「当道中の宿には往来する旅人が年毎に少なくなり旅籠屋・水茶屋等の助成も少なく難義困窮している。これは旅人が野洲阿久津河岸より久保田河岸に至り、なお下総境河岸より江戸川通りを江戸表に入るものと、近在の旅人も古河宿裏通より昼夜の別なく舟運で江戸

入りする為であり、陸路は武家ばかりである。寛政三年万年三左衛門宿取締廻宿の砌阿久津河岸の船問屋を糺明、根岸肥前守役所より旅人の舟運を禁止、違背の場合船を没収すると達せられて御請証文を出したに拘わらず近來また旅人を輸送している。別に下総国関宿河岸、境河岸に於ては旅人の輸送賃金を定め水茶屋等で引札を出し旅人の手引等もして脇道を案内している。此の為文化七年千住より栗橋七ヶ宿の惣代が、柳生主膳正役所へ訴訟をおこした処、輸送値段をつけた両河岸の者を召出し、吟味の上再び旅人輸送の禁止、并に荷物証送の上乗の制限、そして引札や手引の嚴重な禁止等の達して内済証文がとりかわせられた。所が近來右の河岸は勿論新に権現堂河岸、或は古河宿御城裏通り、栗橋宿裏通り其外所々の村々で便船所を設け値段をきめて旅人の輸送をしている。その為旅人が少なく宿場は困窮に及んだ。右のようなことのないように取締りを願う。

以上のような要旨であるが、寛政年代には河岸場よりの旅人の乗船が道中の各宿場共通の大きな脅威となっており、宿場の死活問題ともなつて文化十年、文政四年と引続いて河岸場を相手に訴訟をおこしている。その都度幕府は宿場保護の政策によつて河岸場よりの旅人輸送を禁止するという消極的措施をとつていたものであるが、勢の前には余り効果を示さず、舟運の利用者は根絶されなかつたのは前記史料の要旨にも窺い知れるところである。

かつまた右の文中「御武家様方之外登りの旅人無御座候」とある通り、御朱印御証文の無賃人馬、ならびに公用の御定賃銭をつかう武家・公家の往來のみは盛んであつたと思われるが、天保九年の伝

馬控によると

- 一、人足九百五拾人 馬三百八拾疋
- 一、人足八百五拾人 馬三百三拾疋
- 一、人足三百五拾人 馬百疋

といった日光新宮や例幣使等の大通行が連日のようにつづいており、これらは「日々大混雑仕り金銭多分相掛り難義至極」に付高一石に付て錢七拾二文ずつ助郷村々へ前借を申し入る程の消費であつて、公用旅行者は宿場にとつて大きな負担にさへなつていた。したがつて宿場の恵となる一般旅人の減少はそれだけ打撃であり、その対策として食売旅籠の充實の努力がなされたと考えられる。とくに越ヶ谷宿大沢町の食売旅籠は道中奉行よりの度重なる取締りにかかわらず明治維新まで盛況を持続していた。この大沢町に食売女が初めて置かれるようになったのは万治・延宝の頃といわれ、文政八年石川主水正より代官伊奈半左エ門へ達せられた取締書には「大沢町にある二十二軒の食売旅籠が食売女を過人数置いており宿役人のうちにも食売女を抱えているものがある」と指摘した通り本陣・脇本陣を除いた六十二軒の旅籠屋のうち二十二軒が食売旅籠で食売女を多数抱えていた。ついで文政九年これに対する伊奈半左エ門の答申書には「御用旅行で休泊したものが支払う御定の木錢米錢では賄入用が不足する。その不足分や臨時の宿入用は食売旅籠が負担している。嚴重に取締ると宿方は潰れに及ぶ」という意味のことをいっているが、実情は全くその通りであつたと思われる。とくに水運の発達によつて一般の旅人を奪われ道中往來の客が少なくなつたということが逆に食売旅籠の盛況を招いたといわれぬこともない。

以上、徳川幕府の伝馬制施行により支配者の要請に応じて形成された越ヶ谷宿場は封建都市の一環として目ざましい発展を見せて来たが、封建都市の枠内においてかつ伝馬制への依存度が強かったために近代都市の諸条件のそろわなかったまま明治の変革を迎えた。特に明治五年、伝馬所の廃止により宿駅制度が終りを告げたことによつて、宿場としての存在は名実ともに意味を失い、さらに食売女解放令の布告は宿場の衰微に追打をかける結果になった。したがつて、宿場の住民は多く東京・横浜へ出稼ぎを余儀なくされ、宿場は一時的にせよ荒廃せざるを得なかったものと考えられる。

〔引用史料〕

- 『越ヶ谷瓜の蔓』、『越ヶ谷町年鑑』、『大沢猪の爪』、『新編武蔵風土記』、『会田家系譜』、『内藤家記録帳』、『荒川家万覚帳』、『井出家御伝馬控帳』、『児玉幸多』、『宿駅』、『草加の歴史』、『新井家御用留帳』。

(筆者は越ヶ谷市郷土研究会理事)